

不動産表示登記 無料相談会

こんなときは
とちかおくちょうさし
土地家屋調査士の出番です。

お隣との境界を
確認したいが空き家になっていて
所有者も不明である

建物を取り壊したが
あとの手続きが
わからない

建物を改築・増築したが
登記が必要かどうか
わからない

自分の土地の
面積を知りたい

相続や贈与などのために
土地を2つに分けたい

所有している
土地の番地を1つの
番地にまとめたい

畑や山林などを
宅地にしたい

土地家屋調査士が**不動産**に関する**ご相談**にお応えします！

10月1日の土地の日を記念して☎電話でのご相談をお受けいたします。

日時：令和2年10月3日（土）午前10時～午後3時



富山県土地家屋調査士会

富山市牛島新町8番22号 <http://tomicho.com/>



076-432-2516

※新型コロナウイルス感染拡大防止対策として
電話によるご相談のみお受けいたします。



おかげさまで土地家屋調査士制度制定70周年を迎えました。

土地家屋調査士は土地の境界に関する唯一の専門国家資格者です。
筆界（土地の境界）の確認の為、境界の立会いにご協力下さい。